第8章 届出制度

8-1 届出制度の概要

バリアフリー法において、移動等円滑化促進地区では「旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について、移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのあるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する 30 日前までに市町村に届け出ること」とされています。

市は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると考えられる場合、届出者に対し必要な措置の実施を要請できることとなっており、これによりバリアフリー化に配慮した事業内容への調整を図ります。

届出対象となる施設及び行為は次のとおりです。

表 届出制度の概要(下線部について促進方針で指定するものとされている)

届出施設	届出対象となる行為(施行令第 26 条)
旅客施設 (生活関連施設)	下記の部分の新設又は構造若しくは配置の変更 ・ホームから生活関連経路である道路(駅前交通広場を含む道路法による道路)との間の経路 ・ <u>当該施設に接する公共用通路等(道路以外)</u> ※との間の経路 ・ホームから連続したバリアフリールートとなる出入口
道路(生活関連経路)	下記に接する道路(駅前交通広場を含む道路法による道路)の新設、改築又は修繕 ・ 旅客施設(生活関連施設)の出入口 ・ 旅客施設(生活関連施設)に接する公共用通路等(道路以外)※

※公共用通路(道路以外): 旅客施設の営業時間内において、常時一般交通の用に供されている一般交通用施設(道路以外)であって、旅客施設の外部にあるもの(自由通路など)

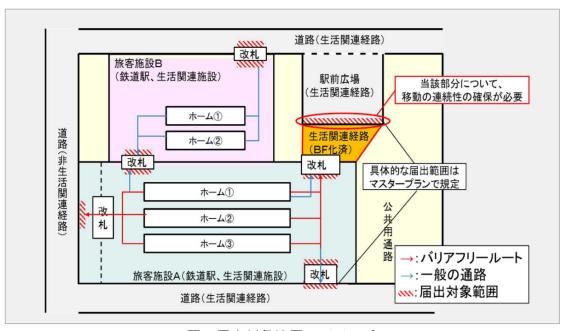


図 届出対象範囲のイメージ

(出典:移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン (平成31年3月 国土交通省総合政策局安心生活政策課))

8-2 届出の対象となる範囲

本市においては、下記の場合において届出の対象となります。

旅客施設

出入口(改札)の新設や改変を行う場合

道路 • 駅前交通広場

- ・駅出入口(改札)へ向かうための上下移動施設や、鉄道高架下の公共用通路と接する部分の 新設や改築、修繕を行う場合
- ※鉄道駅及び鉄道高架下の公共用通路に接する道路、駅前交通広場は、道路法による道路(市管理)であり、届出の対象となる

なお、届出対象となることが想定される事業の計画が明らかになった段階で、促進方針に記載 した配慮事項等を踏まえた整備がされるよう、関係者との調整や、必要に応じて市民意見の反映 の機会の設定に努めるものとします。

① 北戸田駅・戸田駅

北戸田駅及び戸田駅では、改札口が1階の1箇所のみであり、公共用通路により東口・西口に接続する単純な構造となっています。

改札及び公共用通路に接する道路の部分 が届出の対象となります。

② 戸田公園駅

戸田公園駅は2階に改札口があり、公共 用通路を経由して上下移動した上で東口・ 西口に接続します。

また、1 階も公共用通路により東西の 移動が可能となっています。

改札、1階公共用通路及び改札口へ向かう ための上下移動施設に接する道路の部分が 届出の対象となります。

